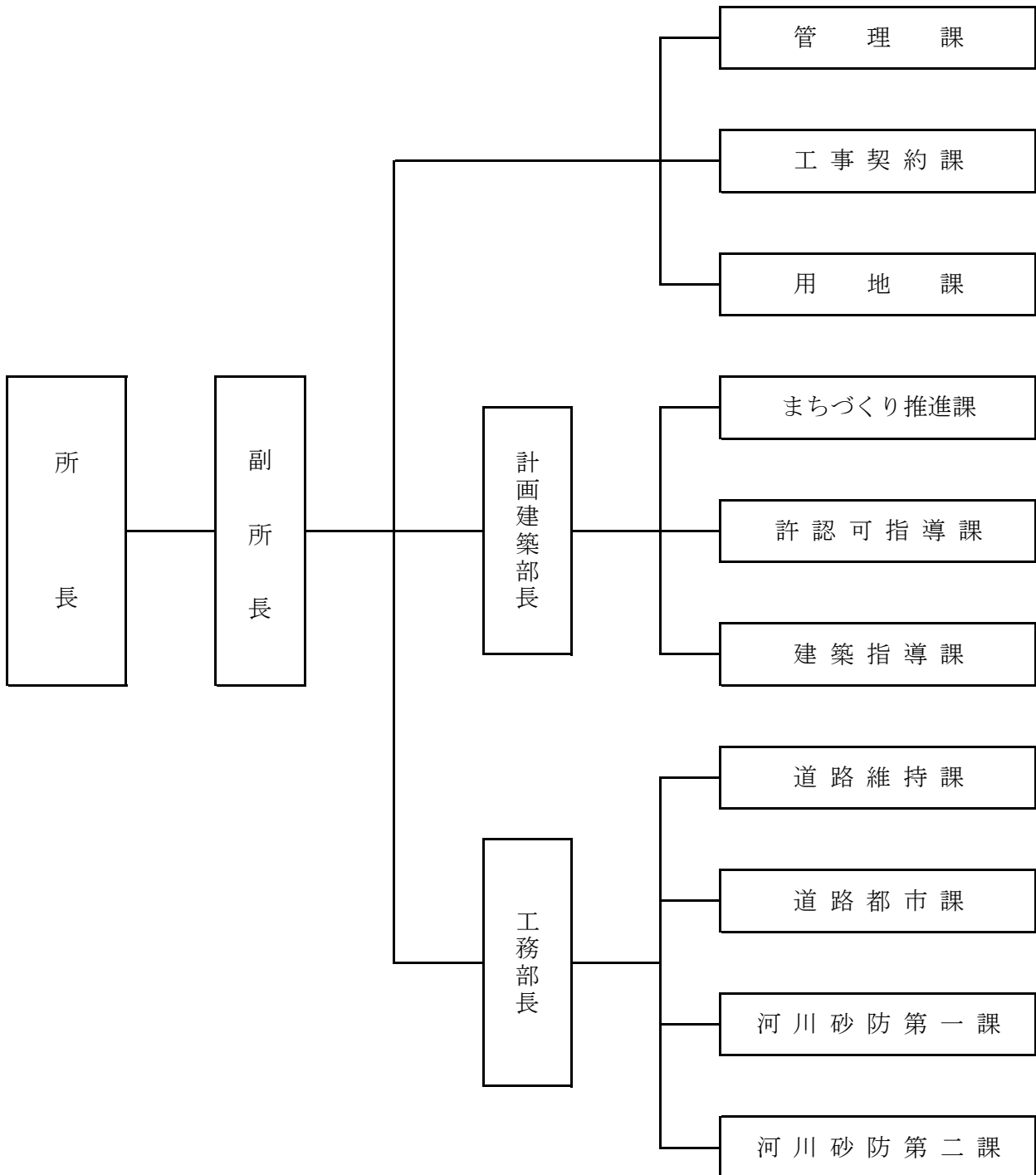


2 組織

(1) 平塚土木事務所の機構

(課 名)



(2) 職員の配置状況及び分掌事務

令和3年4月1日現在

| 組 織 | 氏 名 | 分 掌 事 務 | 職 員 数 | | | | | | 計 | |
|-------------------|-------------|---|---------|---------|---------|---------------|-----------|-----------|---|----|
| | | | 事 務 職 員 | 技 術 職 員 | 技 能 職 員 | 臨 時 的 任 用 職 員 | 再 任 用 職 員 | 非 常 勤 職 員 | | |
| 所 長 | 久保 徹 | 所の統括に関すること。 | | 1 | | | | | | 1 |
| 副 所 長 | 醒井 陽子 | 所の統括補佐に関すること。 | 1 | | | | | | | 1 |
| 管 理 課 | 課長 春山 正敏 | 公印、人事、文書の收受発送、予算経理（事務費）、物品の管理、所内の連絡調整等に関すること。 | 3 | | | | 1 | 1 | | 5 |
| 工 事 契 約 課 | 課長 櫻井 隆 | 土木工事に関する入札及び契約、予算経理（工事費）に関すること。 使用料、手数料、その他の収入事務に関すること。 | 4 | | | | | | 2 | 6 |
| 用 地 課 | 課長 秋元 良介 | 土木工事に関する用地の取得等、登記及び取得等に伴う損失の補償に関すること。 | 6 | | | | 1 | 1 | | 8 |
| 計 画 建 築 部 長 | 浪貝 洋正 | 部の統括に関すること。 | | 1 | | | | | | 1 |
| ま ち づ くり 推 進 課 | 課長 川名 基義 | 市町の都市計画の調整に関すること。 市町のまちづくりの調整に関すること。 都市計画法に基づく開発許可に関すること。 | | 6 | | | | | 1 | 7 |
| 許 認 可 指 導 課 | 課長 植村 良彦 | 道路法、河川法、海岸法、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等に基づく許認可に関すること。 土砂の適正処理に関する条例に基づく埋立行為許可等に関すること。 都市計画法第53条に基づく建築許可事務に関すること。 屋外広告物条例に基づく許認可に関すること。 国有財産管理に関すること。 廃道・廃川敷地の管理に関すること。 境界確定に関する事務に関すること。 | 8 | | | | 1 | 1 | | 10 |
| 建 築 指 導 課 | 課長 小島 良則 | 建築基準法に基づく建築確認申請等の審査及び現場審査に関すること。 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、建築物の耐震改修の促進に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく事務に関すること。 建築物の防災指導等に関すること。 | | 6 | | | | | 2 | 8 |
| 計 画 建 築 部 計 | | | 8 | 13 | 0 | 0 | 1 | 4 | | 26 |

| 組 織 | 氏 名 | 分 掌 事 務 | 職 員 数 | | | | | 計 | |
|---------------|--------------|---|---------|---------|---------|---------------|-----------|----|-----------|
| | | | 事 務 職 員 | 技 術 職 員 | 技 能 職 員 | 臨 時 的 任 用 職 員 | 再 任 用 職 員 | | 非 常 勤 職 員 |
| 工 務 部 長 | 大曾根 信一 | 部の統括に関すること。 | | 1 | | | | | 1 |
| 道 路 維 持 課 | 課長 川田 宗弘 | 道路補修、道路維持管理工事、受託路面復旧及び道路パトロールに関すること。 交通安全施設等整備、交通安全施設等維持管理及び電線地中化促進事業に関すること。 橋りょう補修、道路災害防除、災害復旧道路及び街路樹維持管理に関すること。 | | 9 | 2 | | | 6 | 17 |
| 道 路 都 市 課 | 課長 小野 能康 | 道路の新設及び改良事業に関すること。 街路整備事業及び橋りょう整備事業に関すること。 県立都市公園の整備及び維持管理に関すること。 | | 14 | | | 1 | 1 | 16 |
| 河 川 砂 防 第 一 課 | 課長 松本 岳生 | 河川及び港湾の土木事業に関すること。 | | 8 | | | | 1 | 9 |
| 河 川 砂 防 第 二 課 | 課長 間ヶ部 健夫 | 砂防、急傾斜地及び海岸の土木事業に関すること。 | | 6 | | | | 1 | 7 |
| 工務部計 | | | | 38 | 2 | 0 | 1 | 9 | 50 |
| 合 計 | | | 22 | 52 | 2 | 0 | 4 | 17 | 97 |

(3) 沿 革

- 昭和2年6月1日 旧中郡役所建物内に神奈川県大磯土木出張所として発足。
- 昭和18年7月1日 平塚市平塚1713番地に新築移転。
- 昭和18年7月1日 神奈川県平塚土木出張所と改称。
- 昭和24年6月8日 平塚市平塚1848番地に新築移転。
- 昭和35年12月1日 昭和35年11月29日条例第33号による神奈川県行政機関設置条例の一部改正により、神奈川県平塚土木事務所となる。
- 昭和35年12月1日 昭和35年11月29日規則第94号による神奈川県行政組織規則の一部改正により、用地課を設置。工務課を工務第一課、工務第二課及び工務第三課に分離設置。
- 昭和40年4月1日 昭和40年4月1日規則第41号による神奈川県行政組織規則の一部改正により、平塚復興事業所の業務を吸収、区画整理課を設置、庶務課を総務課と改称。
- 昭和42年6月2日 昭和42年6月2日規則第49号による神奈川県行政組織規則の一部改正により、区画整理課を廃止。
- 昭和42年10月21日 次長制がしかれると同時に、昭和42年10月21日規則第82号による神奈川県行政組織規則の一部改正により、工事契約課が設置され6課制となる。
- 昭和43年9月16日 平塚市西八幡1丁目3番1号、平塚合同庁舎の完成に伴い他の5機関と合同入庁のため移転。
- 昭和44年7月16日 昭和44年7月16日規則第66号による神奈川県行政組織規則の一部改正により、総務課を管理課と改称。
- 昭和45年7月16日 昭和45年7月16日規則第84号による神奈川県行政組織規則の一部改正により、工務第一課を道路補修課、工務第二課を道路都市課、工務第三課を河川砂防課と改称。

| | |
|----------------|--|
| 昭和47年 8 月 1 日 | 昭和47年 8 月 1 日規則第105号による神奈川県行政組織規則の一部改正により、許認可指導課が設置され 7 課制となる。 |
| 昭和55年 8 月 1 日 | 昭和55年 7 月31日規則第98号による神奈川県行政組織規則の一部改正により、管理部、道路都市部、河川砂防部を設置、河川砂防課を河川砂防第一課、河川砂防第二課に分離設置され、 3 部 8 課制になる。 |
| 平成 2 年 4 月 1 日 | 平成 2 年 3 月30日規則第17号による神奈川県行政組織規則の一部改正により、用地部（用地第一課及び用地第二課）が設置され、 4 部 9 課制となる。 |
| 平成 7 年 4 月 1 日 | 平成 7 年 3 月30日規則第25号による神奈川県行政組織規則の一部改正により、道路補修課を道路維持課と改称。 |
| 平成 9 年 4 月 1 日 | 平成 9 年 3 月31日規則第30号による神奈川県行政組織規則の一部改正により、計画建築部を設置、同部に建築指導課、まちづくり推進課を設置、許認可指導課が管理部から計画建築部へ移管されるとともに、道路都市部に公園緑地課が設置され、 5 部12課制となる。 |
| 平成11年 6 月 1 日 | 平成11年 3 月31日規則第28号による神奈川県行政組織規則の一部改正により、土木部と都市部が統合され、県土整備部となり、公園緑地課を公園課と改称。 |
| 平成13年 4 月 1 日 | 平成13年 3 月30日規則第21号による神奈川県行政組織規則の一部改正により、公園課が廃止され 5 部11課制となる。 |
| 平成17年 4 月 1 日 | 平成17年 3 月29日規則第108号による神奈川県行政組織規則の一部改正により、湘南なぎさ事務所から大磯港駐在事務所が移管される。 |
| 平成20年 4 月 1 日 | 平成20年 3 月31日規則第10号による神奈川県行政組織規則の一部改正により、用地部が廃止され、用地第一課と用地第二課が管理部に、道路都市部と河川砂防部が工務部として統合され、 3 部11課 1 駐在事務所体制となる。 また、藤沢土木事務所の建築確認、開発許可に係る業務が移管される。 |
| 平成21年 3 月31日 | 大磯港管理業務への指定管理者制度の導入により、大磯港駐在事務所を廃止。 |
| 平成21年 4 月 1 日 | 平成21年 3 月31日規則第11号による神奈川県行政組織規則の一部改正により、管理部の部制が廃止され、用地第一課と用地第二課が用地課として統合され、 2 部10課制となる。 |